

鴨川環境保全区域内行為審査基準について

京都府鴨川条例第9条の規定による鴨川環境保全区域内における行為の許可申請時の審査基準を以下のとおり定めました。

■ 概要

鴨川の清流を守るため、鴨川上流域に隣接する区域を指定している鴨川環境保全区域内において規制している行為を許可する場合の審査基準を定めたもの

■ 審査基準で定めた内容

- ① 鴨川環境保全区域内での土地の掘さく、盛土、切土、濁水の処理に関する技術基準
- ② 鴨川環境保全区域内での工作物の新築等に関する技術基準
- ③ 申請図書に係る審査項目

■ その他

- 当該審査基準については、京都府ホームページで公表予定。
- 京都府鴨川条例における他の審査基準としては既に「鴨川納涼床審査基準」を定め、公表。

<参考>

▶ 京都府鴨川条例（平成19年7月10日 条例第40号）

鴨川環境保全区域内における行為の制限等
 第9条 鴨川環境保全区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める行為については、この限りでない。
 (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為
 (2) 工作物の新築又は改築

▶ 京都府鴨川条例施行規則（平成20年1月18日 規則第1号）

（鴨川環境保全区域内における行為の許可の申請）
 第3条 条例第9条第1項の規定による許可の申請は、別記第1号様式による申請書に、次に掲げる図書を添付して行わなければならない。
 (1) 条例第9条第1項第1号に掲げる行為（以下この条及び次条において「土地の掘さく等」という。）又は同項第2号に掲げる行為（以下この条及び次条において「工作物の新築等」という。）に係る事業の計画の概要を記載した図書
 (2) 縮尺2万5,000分の1以上の位置図
 (3) 土地の掘さく等又は工作物の新築等に係る土地の実測平面図
 (4) 土地の掘さく等については当該行為に係る土地の実測縦断面図及び実測横断面図に当該行為に係る計画地盤面を記載したもの、工作物の新築等については当該工作物の設計図
 (5) 土地の掘さく等又は工作物の新築等が他の事業に及ぼす影響及びその対策の概要を記載した図書
 (6) 土地の掘さく等又は工作物の新築等を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 (7) 土地の掘さく等又は工作物の新築等に係る行為に関し、条例以外の法令に基づく許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 (8) その他参考となるべき事項を記載した図書

鴨川環境保全区域内行為審査基準

1. 土地の掘さく等（条例第9条第1項第1号に掲げる行為）に関する技術基準

1) 土地の掘さく

- ・現在の地盤面を掘さくする場合は、掘さくした土砂等が流出しない措置が講じられていること。
- ・掘さく部に雨水が滞留し、汚濁水が流下しないよう適切な措置が講じられていること。
- ・掘さく部に、土石、石材及び鉱物以外の有体物を埋設しないものであること。
- ・その他切土にかかる基準を満足していること。

2) 盛土

- ・盛土が流出しないよう適切な措置が講じられていること。
- ・盛土材は目的に適した物理的、化学的性能を有している土砂材料とし、土質に応じた盛土勾配となっていること。
- ・盛土法面は、降雨時にも表土が流出しないよう植生等で被覆するなど適切に保護されていること。
- ・盛土法尻は、流水に耐えられる措置が施されていること。

3) 切土

- ・切土法面が安定するよう、土質に応じた適切な勾配となっていること。
- ・法面が風化などにより崩落しないよう、植生等で適切に被覆されていること。

4) その他土地の形状変更

- 1)～3)以外の土地の形状変更にあつては、いかなる場合であっても河川に土砂が流出しないよう、適切な措置が講じられていること。

5) 濁水の処理

- 沈砂地の設置を行うなど晴天時、降雨時にかかわらず、行為地から、汚濁水を河川に流下させないよう適切な措置が講じられていること。

2. 工作物の新築等（条例第9条第1項第2号に掲げる行為）に関する技術基準

- ・工作物は、それ自体安全な構造・強度を保持したものであること。
- ・設置場所は、工作物の荷重に耐えられる安定した地盤であること。
- ・鴨川等に面した土地の上に工作物の新築・増築・改築を行う場合は、法面等の安定に支障がないよう、法肩から土質条件に応じた一定の離隔が確保されていること。

3. その他申請図書（規則第3条各号）に係る審査事項

- (1)号：事業の計画概要には、当該事業の必要性、事業継続期間とともに、当該地区で行う合理性について記載されていること。また、一時的な事業である場合は、事業終了後の行為地の処理方針について記載されていること。
- (2)号：位置図には、行為地のほか、他の法令による規制区域が記載されていること。
- (3)号：実測平面図には、行為の計画とともに、河川区域及び計測した最低河床の位置が記載されていること。
- (4)号：計画縦横断面図及び設計図には、計測した最低河床の位置及び高さが記載されていること。
- (5)号：他の事業への影響に関する図書には、当該行為が農林漁業やその他の産業活動に与える影響について、評価・考察が記載されていること。
- (6)号：権原に関する書面は、公図、行為地の土地登記簿謄本（発行の日から6箇月以内のもの）、貸借契約書（同意書）等であり、当該行為が申請地以外に及んでいないことを証する書面（隣接土地調書、隣接者との協議録など）を含むものとする。
- (7)号：他法令に関する書面は、許可書・認可書等の写し又は申請書の写し及び経過を記載した書面とする。
- (8)号：その他参考となる図書には、安全に当該行為ができることを示すものとして、土砂・資材の搬出入経路、車両の種類、台数及び運行計画を記載した図書とともに、搬出入経路沿線の日常生活に与える影響について、評価・考察が記載されていること。その他、土木事務所長が必要に応じ指示した図書を含む。